

官報

号外

昭和四十二年六月二十三日

第五十五回 衆議院會議録 第二十九号

昭和四十二年六月二十三日(金曜日)

議事日程 第二十三号

昭和四十二年六月二十三日

午後二時開議

第一 石油ガス税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

米価審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件
公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件

土地調整委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行対策委員会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件
日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

内閣総理大臣の外国訪問に関する緊急質問(勝岡田清一君提出)

日程第一 石油ガス税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案(内閣提出)

午後二時六分開議

○議長(石井光次郎君) これより會議を開きます。

米価審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(石井光次郎君) おはかりいたします。

内閣から、米価審議会委員に本院議員大野市郎君、同角屋堅次郎君、同坂村吉正君、参議院議員園田清充君、同高橋衛君、同渡辺勘吉君を任命するため、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件

公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件

土地調整委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件
日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(石井光次郎君) 次に、原子力委員会委員に武田榮一君を、公正取引委員会委員に山田精一君を、土地調整委員会委員に關道雄君を、日本銀行

政策委員会委員に東畑四郎君を、運輸審議会委員に吾孫子豊君を、日本放送協会経営委員会委員に

榎勉君、太田十君、櫻内乾雄君、杉野目晴貞君を任命したので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

内閣総理大臣の外国訪問に関する緊急質問

(勝岡田清一君提出)

○竹内繁一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、勝岡田清一君提出、内閣総理大臣の外国訪問に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 竹内繁一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

内閣総理大臣の外国訪問に関する緊急質問を許可いたします。勝岡田清一君。

〔勝岡田清一君登壇〕

○勝岡田清一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、佐藤総理の外国訪問に関係し、若干の質問をいたしたいと思います。(拍手)

佐藤総理は、七月一日の韓国朴大統領の就任祝賀会に出席をはじめといたしまして、東南アジア十二カ国の訪問を計画いたしておると伝えられて

おるのであります。この旅行は、最近の内外情勢、特にアジアの危機的な情勢から見まして、佐藤総理の単なる友好訪問として軽視することはできないと思つてあります。(拍手)訪問する国々、たとえば韓国、台湾、南ベトナム等、そもそもこれらの国が選ばれた経緯と背景、また、この旅行が客観的に現在の緊迫したアジアの情勢に及ぼす影響、また、さらに日本の今後の外交のあり方に重大な変化をもたらすであろうことを慎重に考慮いたしますならば、事はきわめて重大であると思つてあります。(拍手)

まず、今回の東南アジア訪問は十二カ国に及んでおるのであります。そしてその中にはカンボジア、ビルマ等の若干の中立国訪問が含まれておりますが、大部分は、アメリカのベトナム侵略戦争に軍隊を送っている、いわば派兵国であります。

したがって、旅行の目的として、表向きはアジア太平洋地域の親善友好と経済協力を標榜いたしておるようでありましても、事実は、こうしたベトナム派兵国の訪問を通じて、危機に直面しているベトナムの情勢に処して、激励と支援を与える、反共産主義の国際連帯を強めて、その体制強化にこの際一役買おうというものが、その真のねらいであらうと思つてあります。(拍手)

事実、去る十六日に終了いたしましたアジア太平洋地域大使会議においては、ベトナム問題に議論が集中されたといわれます。特にその中で、アメリカが現在四十数万の軍隊を使つても、なおかつ勝つことができない、さらに六十万にも増員しなければならなくなった重要な今日の段階におい

て、日本がいままでのようになまぬるい態度でいることは許されない、いつまでも手をよごさないような態度も許されない、このままで進むならば、やがてベトナム問題解決後における東南アジア開発に発言権を確保することもできないであろう、さらに、佐藤総理がこの秋にアメリカを訪問した際にも歓迎されないであろうといったような、外務官僚のきわめて危険な考え方に基づいて、ここににわかに南ベトナム訪問が決定されたとも伝えられておるのであります。(拍手)中山南ベトナム大使は、去る二十日の毎日新聞の座談会におきまして、「総理が訪米する際に、東南アジア歴訪から南ベトナムを除いてきたというのでは、じっくり話し合ひもできないであろう」と語っていることは、この間の消息を雄弁に物語っていると思つてあります。(拍手)したがって、佐藤総理の南ベトナム訪問は、南ベトナムにおいてアメリカ側について戦っている将兵を慰問し、激励し、九月三日に新しく選ばれた大統領を祝福し、日本のこれら参戦国との連帯感を積極的に表明しようとするきわめて危険な意図から出たものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

したがって、私は、まず佐藤総理に、南ベトナム訪問をにわかに追加した経緯と背景をこの際明らかにしていただきたいと思つてあります。(拍手)こうした事実にもかかわらず、三木外務大臣は、去る二十日、参議院外務委員会におきまして、わが党の羽生委員の質問に答えて、「総理の

南ベトナム訪問は、単なる儀礼上の親善訪問ではなく、ベトナム戦争の当事国の首脳と会って、和平への可能性を積極的に探求しようとするものである」と説明いたしておるのであります。まさに白々しい偽りといわざるを得ないのであります。(拍手)かみしもを着てうそを言う三木外務大臣のお家云とも思われるのであります。(拍手)

もし、佐藤内閣が、この際真剣にベトナム戦争の和平への可能性を積極的に探求しようというならば、佐藤総理は、南ベトナムではなくて、ワシントンにこそ出かけていくべきであります。(拍手)しかも、この秋といわず、いますぐにでも出かけていくべきであります。

周知のごとく、ベトナム情勢は、いままさに最悪の事態に突き進もうといたしております。アメリカは四十六万の現兵力では勝つことができませんで、一万の戦死者を出し、F105爆撃機の半数を失つて、重大な岐路に立たされておるのであります。マクナマラ国防長官が、戦略の基本方針を再検討するために、近く現地を訪問するとも伝えられておるのであります。まさに六十万派兵とともに、戦争拡大の可能性は一そう増大しつつあるのが現状であります。アメリカは、戦争が苦しくなればなるほど、和平の道を選ぼうとせず、戦争拡大の方向に進みつつあることは、太平洋戦争におけるわが国のかつての経験に照らして、きわめて遺憾にたえないところであります。(拍手)ロジック前南ベトナム大使は、「ベトナム問題の解決は、正式の和

平会議や宣言に伴う西歐式解決ではなく、フィリピンやマレーシアの共産主義者を討伐したときのようにアジア方式で解決されなければならない」と語っておるのであります。武力による討伐方式にあくまでも固執しているのが、アメリカの現政府の態度であります。来年行なわれる大統領選挙を前にして、こうした危険な傾向が一そう増大することを私はおそれるのであります。こうした態度を続ける限り、ベトナム戦争は最悪の道を進まざるを得ないであります。われわれは、ウ・タント国連事務総長が、米中戦争必至の最悪の道として、現情勢にしばしば警告を発しているのに対して謙虚に耳を傾けねばならぬと思つてあります。したがって、佐藤総理が今国会の劈頭で述べたように、紛争当事者が平和交渉の発展に信頼を寄せ、勇断をもって話し合ひのテーブルにつくように訴えるというのならば、いまこそアメリカにその勇断を訴えるべきであると私は確信して疑いませぬ。(拍手)

はたして佐藤総理はベトナム戦争の現況をいかに判断しておるのであるか、そしてまた、南ベトナム訪問の目的と意義をどのように理解しておるのであるか、私はこの際お聞きしたいのであります。また、三木外務大臣は、二十日の参議院外務委員会におきまして、「積極中立の立場で和平の可能性を探求すべきであり、このため紛争当事国である南ベトナム首相と話し合う必要がある」とま

で、心にもない答弁をいたしております。私は、

佐藤総理のこの南ベトナム訪問それ自身が、日本の中立的立場を進んで放棄することになるのではないかと思うのであります。(拍手)すなわち、佐藤総理の南ベトナム訪問は、戦争当事国双方に対して、和平のための日本の発言権を放棄することであり、名実ともにアメリカ陣営について、ベトナム戦争に介入することを意味することであり、したがって、佐藤総理が南ベトナム訪問を中止してこそ、初めて積極中立の立場が保持できるものと思うのであります。(拍手)自民党の内外務大臣であられる藤山愛一郎氏が、三木外務大臣に対して、日本がもしベトナムの和平解決について何らかの役割りを果たさうというならば、この際首相の南ベトナム訪問は中止すべきであると進言したと伝えられております。(拍手)その真意は全く私と同じだと思っております。私は賛意を表する次第であります。

特にこの際注目すべきことは、来たる七月には第一回の日ソ定期協議会が開かれることになっております。この七月の日ソ協議会における影響も、われわれは軽視するわけにはまいりません。少なくとも、日本がソ連に対してベトナム問題の和平について話し合うことは、おそらく不可能になるであります。日ソの友好に重大な障害となることも明らかであります。私は、佐藤総理のこうした諸問題に対する配慮についても、この際明らかにしておきたいと思っております。

ます。(拍手)

次に、私は、南ベトナム訪問と関係して総理の韓国並びに台湾訪問を重視するものであります。

周知のごとく、韓国の朴大統領は、武力によって共産主義者をこらしめることが、平和への最善の手段であると考えているきわめて危険な人物であります。すでに四万の軍隊をベトナムに送っており、同時に、国内においては、大統領とその後に行なわれた総選挙において、不正選挙のために、二十八の大学と百三十の高等学校が閉鎖されて、学生のきびしい抵抗を受け、国内はまさに重大な政情不安にあるわけであり、(拍手)しかも、朝鮮民主主義人民共和国もまた、南北の平和統一を阻害するものであり、アジアの緊張を増大するものであるとして、佐藤首相の韓国訪問に強く反対をいたしておるのであります。こうした情勢の中で、重要な国会の審議を控えて、何ゆえに韓国大統領の就任祝賀に出席しなければならぬのであらうか、私ははなはだ疑わしく思わざるを得ないのであります。(拍手)

さらに、台湾についても、岸首相の訪台が日中の友好にいかほど重大な悪影響を及ぼしたかということをおぼろげに思ひ出さなければなりません。さらに、今日、米中戦争の危機さえ叫ばれている重要な時局を思うとき、佐藤総理があらためて台湾を訪問しなければならぬ理由もまた理解することができないのであります。(拍手)

私は、ここに佐藤内閣の外交方針の重大な転換、いな、従来巧妙に隠されていた佐藤内閣のきわめて危険な本質が国民の前に公然とその姿をあらわしてきたのではないかと思わざるを得ないのであります。(拍手)そうして、いまや佐藤内閣は、ベトナム戦争に対する和平のための公正な調停者たることを放棄し、アメリカ側について公然とベトナム戦争に介入しようとしているのであります。また、アメリカとアジアの橋渡しをする公約した佐藤内閣の外交方針を弊履のごとく捨て去って、反共軍事体制強化のために重要な役割りを果たさうといたしているのであります。(拍手)

佐藤総理は、この際、日本国民の良識に謙虚に耳を傾けて、南ベトナム、韓国及び台湾への訪問を中止すべきであると思っております。そうして、全アジア民族の平和と繁栄を念願し、緊張緩和と平和共存のために全力を尽くすべきであると思っております。総理の決意をあらためてここにお願いいたします。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤作君) お答えいたします。

私の次に計画しております東南アジア諸国訪問について、いろいろ問題を提供しておるかのような御意見がたまたまございました。勝間田君の意見を中心としてお尋ねでございます。

私はしばしばこの席でも申しましたように、わが国の外交基本方針、これは申すまでもなく、私どもは自由を守り、平和に徹する、そうして国際友好親善関係を深める、これが私の基本方針でございます。(拍手)この立場に立ちまして、今回の訪問では、私がアジアに対する理解と認識を一そう深める、そのために訪問をし、それぞれの政府の当局と話し合う、これがアジアの平和と繁栄のために絶対に必要だ、かように確信をして、ただいま計画を進めておる最中でございます。

その東南アジア諸国のうちでも、ベトナムに出かけることが、勝間田君のいろいろの憶測を生み、また、御意見がそこから出てきておるのであります。私は、勝間田君から、ベトナム問題についての御意見はしばしば聞いたように記憶しております。このたびは私の東南アジア訪問であり、すなわち、わが国の外交、これに影響があり、御指摘のように、今後の外交の進め方にも影響があると、かように思って、野党でも、社会党の方もたいへん心配してくださっておるのだと、かように思いまして拝聴いたしました。が、あまり新しいお話を聞くことができなかったことはまことに残念でございます。

そこで、具体的に申し上げます。先ほど申したような外交の基本的方針に基づいて出かけるのであります。御指摘のように、南ベトナムではただいま紛争が続けられております。その状態の国を訪問するのでありますから、もちろん特別な意

昭和四十二年六月二十三日 衆議院會議録第二十九号 内閣総理大臣の外国訪問に関する勝間田清一君の緊急質問 石油ガス税法の一部を改正する法律案

七九〇

義がございます。三木外務大臣が委員会等でお答えしたということですが、和平への道を見つけることができればたいへんしあわせだと私は感じておるのであります。(拍手) 外務大臣と私の間には意見の相違は全然ございません。三木君が話をしたとおりの考え方でございます。

私は、南ベトナムへ行けば、わが国の中立的態度を失うんだ、こういうお話にはどうも賛成することはできません。私が申し上げるまでもなく、わが国には平和憲法がございます。わが国は、どんなことがあっても戦争に介入するようなこととはございません。これは国民の皆さん方にはっきり申し上げていい。社会党の方はそれを心配しておられるような言い方でございますが、そのことは全然ございません。また、私は、ただいま申しましたように、外務大臣の言っているように、和平への道をたずねる、そうしてアジアのための繁栄、安定に私どもが寄与したい、そのために私は出かけるのであります。したがって、中立を捨てるといふような考え方はありません。軍事的介入などもちろんいたしておりません。

また、ベトナム行きをやめてアメリカへ行けという、これは御意見としては何っておきますが、それに従うわけにはまいりません。私は、東南アジア諸国訪問を、ただいまのお話で計画を変えるような気持ちは毛頭ございません。そのことははっきり申し上げておきます。

また、今後日ソ関係にも悪影響があるということ

とでございますが、私はさような心配はしておりません。ソ連からグロムイコ外相が日本に来ました際も、ベトナムの平和への道を十分話し合ったつもりであります。日本の立場がまだ説得力が十分でなくて、私どもの希望するような状態をかし出すことができなかったことは残念でございますが、私が南ベトナムに行きまして、ソ連がわが国の外交の態度に疑問を抱くようなおそれは全然ないということを、この際、はっきり申し上げておきます。(拍手)

次に、韓国大統領の就任式に私が出かけることについて、国内的にも、また対外的にも効果が大きい、たいへんなことだと、こういうふうに御注意がございました。しかし、私は、隣の大統領の就任式に出かけますことは、かねてから念願しておりました親善友好関係を深めるゆえんだ、その効果十分だ、かように考えておりました、対内的にも対外的にも十分の効果があるものと、この点では、勝間田君と意見を異にしております。

次に、国府訪問についてのお尋ねであります。私は、かねてから大使を交換し、隣国としての親善友好関係を続けておるのでございますから、東南アジア訪問という際に、台湾に出かける、国民政府を訪問する、これは当然のことだと思えます。こういう点をよけて通る、そういう事柄が、和平への道をわれわれが求める、その熱意が足りない、こういうおしかりこそ受けるものではないか、かように私は思うのでございます。

ただいま関係各国といろいろ打ち合わせ中でございます。いろいろ御意見は伺いましたが、ただいまの計画を取りやめるような考えは毛頭持っておりません。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) 総理大臣から勝間田君に対してのお答えはあれで尽きておると思えますが、私にも答弁を要求されましたので、お答えをいたします。

それは、勝間田君が御指摘になりましたこと、平和外交というものは、何人もこの路線を変えることのできない日本外交の基調であることは申すまでもない。ことに、南ベトナムの問題についても、一億の国民は、これだけ使った戦争のエネルギーを平和のためになぜ使えないか、一日も早く和平を実現してもらいたいということが国民の願いであることは明らかであります。この国民の意向を体して、総理大臣があらゆる和平への可能性を追求するということは、一國の政治指導者としての当然の責務である。(拍手) これをやることによって、勝間田君が御指摘のように、日本がベトナム戦争に介入するといふようなことはありません。日本の憲法は、軍事的介入を絶対に許してはいないのであります。したがって、総理大臣が——まだ決定はされておりませんが、ベトナムを訪問するにしても、その目的は、戦争のために行くのではない、平和のために南ベトナムを訪問しようとしておるのでありますから、(拍手) 私

は、訪問が決定されることは、これはベトナムの和平実現への当然の努力の一環である、日本の外交がこれによって路線を変更したものではなくして、平和外交の前進である、こう考えておる次第であります。(拍手)

日程第一 石油ガス税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第一、石油ガス税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

石油ガス税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十二年四月三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

石油ガス税法の一部を改正する法律

石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項第二号中「同年十二月三十一日」を

「昭和四十四年十二月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

今次の税制改正の一環として、石油ガス税の軽減税率の適用期間を二年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長内田常雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔内田常雄君登壇〕

○内田常雄君 ただいま議題となりました石油ガス税法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会の審査の報告を申し上げます。

石油ガス税の基本税率は、一キログラム十七円五十銭であります。一昨年、本税法制定の際、新規課税による負担の激変を避ける等の趣旨から、国会修正によりまして、暫定措置として段階的な軽減税率が設けられたのでありまして、現在の軽減税率は、本年十二月末日までを期限として、一キログラム十円ということになっております。本案は、この軽減税率の適用期限をなお二年間延長して、昭和四十四年十二月三十一日まで十円のまま据え置こうとするものであります。

本案につきましては、審査の結果、昨二十二日全会一致をもって原案のとおり可決となりました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 船舶の油による海水の汚濁の防止

に関する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第二、船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案を議題といたします。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十二年四月三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 船舶からの油の排出の規制(第五条—

第十条)

第三章 廃油処理事業等(第十一条—第二十六

条)

第四章 雑則(第二十七条—第三十四条)

第五章 罰則(第三十五条—第四十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理事業等の適正な運営を確保することともに廃油処理施設の整備を促進することにより、船舶の油による海水の汚濁を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「油」とは、原油、重油(運輸省令で定める重ディーゼル油を含む。以下同じ。及び潤滑油並びにこれらの油の含有量が一万立方センチメートルにつき一立方センチメートル以上である油性混合物(以下単に「油性混合物」という。)をいう。

2 この法律において「船舶」とは、海上航行の用に供する船舶類をいう。

3 この法律において「油送船」とは、その貨物艙の大部分がばら積み液体貨物の輸送のための構造を有する船舶(もっぱらばら積み油以外の貨物の輸送の用に供されるものを除く。)をいう。

う。

4 この法律において「ビルジ排出防止装置」とは、船舶内に存する重油が船底に流入し、又はビルジ(船底にたまる油性混合物をいう。以下同じ。)が船舶から海上に排出されることを防止するための装置をいう。

5 この法律において「廃油」とは、船舶内において生じた不要な油をいう。

6 この法律において「廃油処理施設」とは、廃油の処理(廃油を生じた船舶内での処理を除く。以下同じ。)の用に供する設備(以下「廃油処理設備」という。)であつて、その処理をする者の管理に属するものの総体をいう。

7 この法律において「廃油処理事業」とは、一般の需要に応じ、廃油処理施設により廃油の処理をする事業をいう。

8 この法律において「廃油処理事業者」とは、廃油処理事業を行なうことについて第十一条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者をいう。

9 この法律において「港湾管理者」とは、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。

(法の適用)

第三条 この法律のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船長に関する規定は、船長に代わつてその職務を行なう者に適用

する。

(海水の汚濁の防止)

第四条 何人も、船舶から海上に油を排出することにより、海水を汚濁しないように努めなければならない。

第二章 船舶からの油の排出の規制

(船舶からの油の排出の禁止)

第五条 船舶(次条に規定するものを除く。)は、次の海域において油を排出してはならない。

一 本邦(本州、北海道、四国、九州及び運輸省令で定めるその附属の島をいう。以下同じ。)の海岸の基線(千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約(以下「条約」という。)附属書A(1)に規定する基線をいう。)から五十海里以内の海域(港則法(昭和二十三年法律第七十四号)に基づく港の区域を含む。)

二 本邦及び外国の沿岸海域であつて、政令で定めるもの

2 前項の規定は、油送船以外の船舶又は平水区域若しくは沿海区域を航行区域とする油送船(これに準ずる運輸省令で定める油送船を含む。)が次の各号の一に該当する場合における当該船舶からのその運航又は修理に關し必要な油の排出には、適用しない。

一 廃油処理施設が整備されていない港であつて運輸省令で定めるもの(以下この項において「施設未整備港」という。)に入港するため当

該港に向つて航行中の場合(施設未整備港以外の港において航行中の場合を除く。)

二 施設未整備港において航行中の場合(施設未整備港以外の港に入港するため当該港に向つて航行中の場合を除く。)

3 前項に規定する油の排出は、海岸からできる限り離れて行なわなければならない。

第六条 総トン数二万トン以上の船舶であつて条約が日本国について効力を生ずる日(以下「条約発効日」という。)以後に建造契約が結ばれたものは、いかなる海域(港則法に基づく港の区域を含む。)においても油を排出してはならない。ただし、特別の事情により油を船舶内に保留することが適当でないとき認められる場合であつて運輸省令で定める場合における前条第一項に規定する海域の外においての油の排出については、この限りでない。

2 前項に規定する船舶が同項ただし書に規定する油の排出をしたときは、当該船舶の船長は、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を運輸大臣に報告しなければならない。

第七条 前二条の規定は、次の各号の一に該当する油の排出には、適用しない。

一 船舶の安全を確保し、船舶若しくは積荷の損傷を防止し、又は海上において人命を救助するための油の排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因による油の排出。ただし、当該油の排出を防止し、

又は減少させるための措置をとつた場合に限る。

三 船舶の使用する重油又は潤滑油の清浄化により生ずる残留物の当該船舶からの排出

四 原油、重油及び船舶の機関室以外の場所から流出した潤滑油を含まないビルジの排出

五 捕鯨業に従事する船舶が現に捕鯨作業に使用されている場合の当該船舶からの油の排出

2 前項第三号の残留物の排出は、海岸からできる限り離れて行なわなければならない。

(ビルジ排出防止装置)

第八条 船舶所有者は、運輸省令で定めるビルジ排出防止装置を船舶に設置しなければならない。ただし、当該船舶の推進のために油を燃料として使用しない船舶については、この限りでない。

(油記録簿)

第九条 船長(もつぱら他の船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶(以下「引かれ船等」という。)にあつては、船舶所有者。次項及び第三項において同じ。))は、油記録簿を船舶内(引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ。))に備え付けなければならない。ただし、油送船以外の船舶であつて当該船舶の推進のために油を燃料として使用しないものについては、この限りでない。

2 船長は、当該船舶に係る油の排出又は油に關する作業であつて、運輸省令で定めるものが行なわれたときは、そのつど、前項の油記録簿に運輸省令で定める事項を記載しなければならない。

3 船長は、第一項の油記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、油記録簿の様式その他油記録簿に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

(適用除外)

第十条 第五条及び前二条の規定は、油送船以外の船舶であつて総トン数五百トン未満のもの及び総トン数五百トン未満の油送船には、適用しない。

2 前二条の規定は、日本船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。)以外の船舶には、適用しない。

第三章 廃油処理事業等

(事業の許可及び届出)

第十一条 港湾管理者以外の者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、事業区域ごとに、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 港湾管理者は、廃油処理事業を行なうとするときは、その廃油処理設備の設置の工事の開始の日(工事を要しないときは、その事業の開始の日)の六十日前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第十二条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 事業区域

三 当該事業の用に供する廃油処理設備に関する次の事項

イ 設置の場所（船舶の場合にあつては、主たる根拠地）

ロ 種類及び能力

ハ 処理する廃油の種類

2 前条第二項の規定による届出をする港湾管理者は、前項第三号の事項を記載した届出書を運輸大臣に提出しなければならない。

3 第一項の申請書又は前項の届出書には、事業計画書、廃油処理設備の工事設計書その他の運輸省令で定める書類を添附しなければならない。

（許可の欠格条項）

第十三条 次の各号の一に該当する者は、第十一条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第二十四条第一項の規定により第十一条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三 法人で、その業務を行なう役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

（許可の基準）

第十四条 運輸大臣は、第十一条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該事業の開始が当該事業区域に係る一般の需要に適合するものであること。

二 当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

三 当該事業の用に供する廃油処理設備が運輸省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四 当該事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

（事業開始前の廃油処理設備の変更命令）

第十五条 運輸大臣は、第十一条第二項の規定による届出があつた場合において、当該事業の用に供する廃油処理設備が前条第三号の運輸省令で定める技術上の基準に適合するものでないと認めるときは、その届出に係る工事の開始前に（工事を要しないときは、その事業の開始前）に限り、その届出をした港湾管理者に対し、廃油処理設備の工事設計の変更（工事を要しないときは、修理又は改造）をすべきことを命ずることができる。

（事業開始の届出）

第十六条 廃油処理事業者は、事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（廃油処理規程）

第十七条 港湾管理者以外の廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の条件について廃油処理規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十八条 港湾管理者たる廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の条件について廃油処理規程を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

第十九条 港湾管理者以外の廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の条件について廃油処理規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（廃油の処理の引受義務）

第二十条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

第二十一条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

第二十二条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

第二十三条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

第二十四条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

第二十五条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

（廃油の処理の引受義務）

第二十六条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

第二十七条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

第二十八条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

第二十九条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

第三十条 港湾管理者以外の廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の条件について廃油処理規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（廃油の処理の引受義務）

第三十一条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

第三十二条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

第三十三条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

第三十四条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

第三十五条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

第三十六条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

（廃油の処理の引受義務）

第三十七条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

第三十八条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

第三十九条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

第四十条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

(氏名等の変更)

第二十條 港灣管理者以外の廃油処理事業者は、第十二條第一項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

(廃油処理設備の維持等)

第二十一條 廃油処理事業者は、当該事業の用に供する廃油処理設備を第十四條第三号の運輸省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 廃油処理事業者は、廃油の処理の方法に関し運輸省令で定める技術上の基準に従つて廃油を処理しなければならない。

3 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理設備又は当該事業における廃油の処理の方法が、第十四條第三号又は前項の運輸省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、廃油処理事業者に対し、その技術上の基準に適合するように当該事業の用に供する廃油処理設備を修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

(承継)

第二十二條 港灣管理者以外の廃油処理事業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、廃油処理事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により廃油処理事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止)

第二十三條 廃油処理事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(事業の許可の取消し等)

第二十四條 運輸大臣は、港灣管理者以外の廃油処理事業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は第十一条第一項の許可を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

二 正当な理由がないのに認可を受けた事項を実施しないとき。

三 第十三條第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

2 運輸大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間において予告した上、公開による聴聞を行なわなければならない。

3 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

4 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示

し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(自家用廃油処理施設)

第二十五條 廃油処理事業の用に供する廃油処理施設以外の廃油処理施設（運輸省令で定める小規模のものを除く。以下「自家用廃油処理施設」という。）により廃油の処理を行なおうとする者は、その廃油処理設備の設置の工事の開始の日（工事を要しないときは、その廃油の処理の開始の日）の六十日前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 第十二條第一項（同項第二号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

3 第十五條の規定は、第一項の規定による届出があつた場合に準用する。この場合において、同条中「その事業の開始前」とあるのは、「その廃油の処理の開始前」と読み替へるものとする。

(準用規定)

第二十六條 第十六條、第十九條第三項から第六項まで及び第二十條から第二十三條までの規定は、前条第一項の規定による届出をした者（以下「自家用廃油処理施設の設置者」という。）に準用する。

第四章 雑則

(港灣管理者への勧告)

第二十七條 運輸大臣は、港灣管理者の管理する港灣において廃油処理施設の整備が十分に行な

われていない場合であつて、船舶の油による海水の汚濁の防止のため必要があると認めるときは、当該港灣管理者に対し、廃油処理施設を整備すべきことを勧告することができる。

(港灣管理者に対する補助)

第二十八條 国は、必要があると認めるときは、廃油処理施設の建設又は改良を行なう港灣管理者に対し、予算の範囲内において、その建設又は改良に要する費用の十分の五を補助するものとする。

(報告の徴収)

第二十九條 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、船舶所有者又は船長に対し、当該船舶に係る油の排出又は油に関する作業に関し報告をさせることができる。

2 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者に対し、その事業又はその廃油処理施設による廃油の処理に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第三十條 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

2 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度に

において、その職員は、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者の事務所その他の事業場に立ち入り、廃油処理設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(油記録簿の写しの証明)

第三十一条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、前条第一項の規定により船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入つた職員に、その職員が作成した油記録簿の記載事項の写しが真正である旨の証明を船長又は引かれ船等の船舶所有者に対して求めさせることができる。

(国の援助)

第三十二条 国は、船舶の油による海水の汚濁の防止に資するため、ビルジ排出防止装置及び廃油処理施設の設置又は改善につき必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究の推進等)

第三十三条 国は、船舶からの油の排出の防止及び廃油の処理に関する技術の研究その他船舶の油による海水の汚濁の防止に関する研究を推進

し、その成果の普及に努めるものとする。

(職権の委任)

第三十四条 この法律の規定により運輸大臣の職権に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、海運局長に行なわせることができる。

第五章 罰則

第三十五条 第十一条第一項の規定に違反して廃油処理事業を行つた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 第五条第一項又は第六条第一項の規定に違反となつた行為をした者は、三月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 港湾管理者以外の廃油処理事業者であつて、第十八条の規定に違反したものの

二 第十九条第一項の規定に違反して第十二条第一項第三号の事項を変更した者

三 港湾管理者以外の廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者であつて、第二十一条第三項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したものの

四 第二十四条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五 第二十五条第三項において、又は第二十六条において準用する第十九条第四項において、それぞれ準用する第十五条の規定による命令に違反した者

第三十八条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第八条の規定に違反して船舶を航行の用に供した者

二 港湾管理者以外の廃油処理事業者であつて、第十七条第一項の規定による認可を受け、又は認可を受けた廃油処理規程によらないで廃油を処理したもの

三 第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第九条第一項又は第三項の規定に違反した者

三 第九条第二項の規定により油記録簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

四 港湾管理者以外の廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者であつて、第十六条第十九条第五項、第二十二條第二項又は第二十三条(これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたもの

五 第二十六条において準用する第十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第三十条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第三十一条の規定による証明を拒み、又は忌避した者

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第四十一条 港湾管理者以外の廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者であつて、第十九条第六項又は第二十条(これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたものは、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第五条から第七条まで及び第九条の規定は条約発効日から、第八条の規定は条約発効日の翌日から起算して一年を経過した日から施行する。

(船舶からの油の排出の禁止に関する規定の適用)

第二条 第五条の規定は、次の各号に掲げる日までの間は、当該各号に掲げる船舶からの油の排

出には、適用しない。

一 条約発効日の翌日から起算して三年を経過する日 油送船以外の船舶からの油の排出
二 条約発効日の翌日から起算して一年を経過する日 油送船からのビルジの排出

2 前項(同項第一号に係る部分に限る。)の場合において、油の排出は、海岸からできる限り離れて行なわなければならない。ただし、条約発効日の翌日から起算して一年を経過する日までの間におけるビルジの排出については、この限りでない。

3 第六条の規定は、条約発効日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、ビルジの排出には、適用しない。

(廃油処理事業に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に廃油処理事業を行なっている者は、第十一条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

2 前項の規定により第十一条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をしたものとみなされた者(以下「既存廃油処理事業者」という。)は、この法律の施行の日から起算して一月以内に、第十二条第一項各号(港灣管理者たる既存廃油処理事業者にあつては、同項第三号)の事項を記載した届出書に事業の概況及び廃油処理設備の状況を記載した書類その他の運輸省令で定める書類を添附して、運輸大臣に提出しなければならない。

出しなければならない。

第四条 この法律の施行の際現に、廃油処理事業の用に供する廃油処理設備(以下「事業用廃油処理設備」という。)の設置の工事を行なっており、又はこの法律の施行の日から起算して三月を経過した日前に、事業用廃油処理設備の設置の工事を開始し、若しくは事業用廃油処理設備の設置の工事を行なわないうで廃油処理事業を開始する港灣管理者(既存廃油処理事業者を除く。)に

対する第十一条第二項の規定の適用については、同項中「その廃油処理設備の工事の開始の日(工事を要しないときは、その事業の開始の日)の六十日前まで」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して一月以内」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十一条第二項の規定による届出をした港灣管理者たる廃油処理事業者に対する第十五条の規定の適用については、同条中「その届出に係る工事の開始前(工事を要しないときは、その事業の開始前)」とあるのは、「その事業開始前」とする。

第五条 港灣管理者以外の既存廃油処理事業者は、第十七条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して三月間は、廃油処理規程の認可を受けなくても、廃油を処理することができ、その者がその期間内に同項の認可を申請した場合において、認可があつた旨又は認可しない旨の通知を受ける日まで、同様とする。

2 港灣管理者たる既存廃油処理事業者に対する第十七条第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して三月以内」とする。

第六条 この法律の施行の際現に第十二条第一項第三号の事項を変更するため事業用廃油処理設備の変更の工事を行なっており、又はこの法律の施行の日から起算して二月を経過した日前に、同号の事項を変更するため事業用廃油処理設備の変更の工事を開始し、若しくは事業用廃油処理設備の変更の工事を要しないときは、同号の事項を変更する港灣管理者たる廃油処理事業者に対する第十九条第三項の規定の適用については、同項中「その変更に必要な廃油処理設備の変更の工事の開始の日(工事を要しないときは、その変更の日)の三十日前」までとあるのは、「この法律の施行の日から起算して一月以内」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十九条第三項の規定による届出をした港灣管理者たる廃油処理事業者に対する同条第四項において準用する第十五条の規定の適用については、同項の規定により読み替えられた同条中「その届出に係る工事の開始前(工事を要しないときは、その変更前)」とあるのは、「その変更前」とする。

(自家用廃油処理施設に関する経過措置)
第七条 この法律の施行の際現に自家用廃油処理施設により廃油の処理を行なっている者は、第

二十五条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

2 附則第三条第二項の規定は、前項の規定により第二十五条第一項の規定による届出をしたものとみなされた者(以下「既存自家用廃油処理施設の設置者」という。)に準用する。この場合において、附則第三条第二項中「第十二条第一項各号(港灣管理者たる既存廃油処理事業者にあつては、同項第三号)」とあるのは、「第十二条第一項第一号及び第三号」と読み替えるものとする。

第八条 この法律の施行の際現に事業用廃油処理設備以外の廃油処理設備(以下「自家用廃油処理設備」という。)の設置の工事を行なっており、又はこの法律の施行の日から起算して三月を経過した日前に、自家用廃油処理設備の設置の工事を開始し、若しくは自家用廃油処理設備の設置の工事を行なわないうで自家用廃油処理施設による廃油の処理を開始する者(既存自家用廃油処理施設の設置者を除く。)に対する第二十五条第一項の規定の適用については、同項中「その廃油処理設備の設置の工事の開始の日(工事を要しないときは、その廃油の処理の開始の日)の六十日前まで」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して一月以内」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第二十五条第一項の規定による届出をした自家用廃油処理施設の設置者に対する同条第三項において準用

する第十五条の規定の適用については、同項の規定により読み替えられた同条中「その届出に係る工事の開始前（工事を要しないときは、その廃油の処理の開始前）」とあるのは、「その廃油の処理の開始前」とする。

第九条 この法律の施行の際現に第十二条第一項第三号の事項を変更するため自家用廃油処理設備の変更の工事をなつており、又はこの法律の施行の日から起算して二月を経過した日前に、同号の事項を変更するため自家用廃油処理設備の変更の工事を開始し、若しくは自家用廃油処理設備の変更の工事をなわなないで同号の事項を変更する自家用廃油処理施設の設置者に対する第二十六条において準用する第十九条第三項の規定の適用については、同項中「その変更に必要な廃油処理設備の変更の工事の開始の日（工事を要しないときは、その変更の日）の三十日前まで」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して一月以内」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第二十六条において準用する第十九条第三項の規定による届出をした自家用廃油処理施設の設置者に対する第二十六条において準用する第十九条第四項において準用する第十五条の規定の適用については、第二十六条において準用する同項の規定により読み替えられた第十五条中「その届出に係る工事の開始前（工事を要しないときは、その変更前）」とあるのは、「その変更前」とする。

（経過措置に関する罰則）

第十条 港湾管理者以外の既存廃油処理事業者又は既存自家用廃油処理施設の設置者であつて、附則第三条第二項（附則第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出書を提出せず、又は虚偽の届出書を提出したものは、一万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

（運輸省設置法の一部改正）

第十一条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の十一の次に次の一号を加える。

十四の十二 廃油処理事業及び自家用廃油処理施設に関し、許可し、認可し、又は必要な処分をすること。

第二十二條第一項第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律（昭和四十二年法律第号）の施行に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。

第二十六條第一項第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 港湾管理者の行なう廃油処理事業に関すること。

第四十條第一項第二十二号の三の次に次の一号を加える。

二十二の四 廃油処理事業及び自家用廃油処理施設に関すること。

（港湾法の一部改正）

第十二條 港湾法の一部を次のように改正する。

第二条第五項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 廃油処理施設 船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律（昭和四十二年法律第号）第二条第六項に規定する廃油処理施設（港湾役務提供用船舶を除く。）。

第二条第五項第十三号中「並びに船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶」を「船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶並びに船舶の廃油の処理の用に供する船舶」に改める。

第十二條第一項第八号中「補助」の下に「船舶の廃油の処理」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十三條 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

附則に第九十八項として次の一項を加える。
（廃油処理施設に対して課する固定資産税に関する特例）

98 船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律（昭和四十二年法律第号）第十一條

第一項の許可を受けた者又は同法第二十五条

第一項の規定による届出をした者が昭和四十二年一月二日から昭和四十五年一月一日までの間に新設した同法第二条第六項に規定する

廃油処理施設で政令で定めるもの（第三百四十九條の三第六項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該施設に対して新たに固定資産税が課

されるときとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該施設に対して課する固定

資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

（船舶整備公団法の一部改正）
第十四條 船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

13 この法律において「ビルジ排出防止装置」とは、船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律（昭和四十二年法律第号）第二条第四項に規定するビルジ排出防止装置をいう。

第十三條第二号中「若しくは港湾運送用荷役機械を、港湾運送用荷役機械若しくはビルジ

排出防止装置」に改める。

第十九條中第十六号を第十七号とし、第十五

昭和四十二年六月二十三日 衆議院會議録第二十九号 船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案 朗読を省略した議長の報告

号の次に次の一号を加える。

十六 ビルジ排出防止装置を船舶に設置し、うとする者に対し、その設置に必要な資金を貸し付けること。

理由

千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約への加入に伴い、船舶の油による海水の汚濁を防止するため、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理事業等の適正な運営を確保するとともに、廃油処理施設の整備を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。産業公害対策特別委員長八木一男君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔八木一男君登壇〕

○八木一男君 ただいま議題となりました船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案につきまして、産業公害対策特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。本案は、千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約への加入並びに船舶から

排出される油による海水の汚濁が、水産資源及び海水浴場等の衛生環境に著しい被害を与え、その対策が急務とされている現状にかんがみ、所要の措置を講じようとするものでありまして、その内容は、

第一に、油送船で五百トン以上のもの及び油送船以外の船舶で五百トン以上のものについて、本邦の海岸から五十海里以内の海域においては油の排出を禁止するとともに、二万トン以上の船舶については、すべての海域において油の排出を禁止しようとするものであります。さらに、これらの船舶につきましては、ビルジ排出防止装置の設置と油記録簿の備えつけを義務づけることとしております。

第二に、運輸大臣は、廃油処理事業を行なう港湾管理者等について、それぞれ必要な監督を行なうものとし、また、国が必要があると認めるときは、廃油処理施設の建設、改良を行なう港湾管理者に対し、費用の十分の五を補助しようとするものであります。

本案は、去る四月二十七日日本委員会に付託され、五月十七日政府から提案理由の説明を聴取し、以来六回の委員会において十五人の熱心なる質疑が行なわれ、また、昨二十二日には運輸委員会と連合審査を行なう等、慎重に審査いたしました。その間、「本案による規制対象船舶のトン数は条約との関連をも考慮して、油送船は五百トン、それ以外の船舶は五百トン以上となっている

が、養殖漁場、海水浴場等の非常に多いわが国の実情を考えると、むしろ規制対象外の小型船舶の油の排出による汚濁が影響を与えているのではないか」、「廃油処理施設の利用料金が海運企業に経済的圧迫を与えるおそれはないか」、「油濁についての監視体制に十分な措置がなされるか」等の質疑がきわめて熱心に行なわれたのでありますが、その詳細は会議録に譲ることいたします。

かくて、昨二十二日、質疑を終了し、直ちに採決の結果、本案は原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、政府は、この法律の施行に際し、次の事項について措置を講ずべきである。

- 一 各種廃油処理施設を早急に整備するため、予算措置の充実に努めること。
- 二 巡視船舶、航空機等を整備強化して、強力な監視、取締体制の確立を図ること。
- 三 わが国の実情に即応した適用船舶の範囲について検討し、船舶の油による海水の汚濁の防止に万全を期すること。
- 四 海水の油濁による水産被害等の救済制度を確立し、遺憾なきを期すること。

以上の附帯決議が、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同で提案され、全会一致をもってこれを付することに決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十七分散会

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 佐藤 榮作君
 - 外務大臣 三木 武夫君
 - 大蔵大臣 水田三喜男君
 - 農林大臣 倉石 忠雄君
 - 運輸大臣 大橋 武夫君
 - 国務大臣 塚原 俊郎君
- 出席政府委員
内閣法制局長官 高辻 正巳君

○朗読を省略した議長長の報告

(議決通知)

一、昨二十二日、本院は皇室會議予備議員及び皇室經濟會議予備議員を次の通り選任し、かつ、予備議員の職務を行なう順序は頭書の通り決定し

た旨内閣に通知した。

皇室會議の予備議員

第一 衆議院議員 益谷 秀次君

第二 同 久保田鶴松君

皇室經濟會議の予備議員

第一 衆議院議員 船田 中君

第二 同 原 健三郎君

一、昨二十二日、久保田事務局長から宮坂參議院事務局長及び松野裁判官彈劾裁判所裁判長職務代行宛、本院は裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員を次の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨通知した。

裁判官彈劾裁判所裁判員

高橋 英吉君 森田重次郎君

大竹 太郎君 四宮 久吉君

猪俣 浩三君 畑 和君

佐々木良作君

同予備員

第一 安倍晋太郎君

第二 橋口 隆君

第三 横山 利秋君

第四 藤波 孝生君

一、昨二十二日、久保田事務局長から宮坂參議院事務局長及び中山裁判官訴訟追委員会委員長職務代行宛、本院は裁判官訴訟追委員会及び同予備員を次の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨通知した。

裁判官訴訟追委員

清瀬 一郎君 松田竹千代君

中村 梅吉君 馬場 元治君

中垣 國男君 灘尾 弘吉君

神近 市子君 小松 幹君

松前 重義君 吉田 賢一君

同予備員

第一 濱野 清吾君

第二 岡崎 英城君

第三 太田 一夫君

第四 田村 良平君

第五 中谷 鉄也君

(選出通知)

一、昨二十二日、本院は檢察官適格審査会委員及び同予備委員を次の通り選任した旨内閣に通知した。

檢察官適格審査会委員

赤澤 正道君 瀬戸山三男君

森 清君 田中 武夫君

同予備委員

天野 光晴君(赤澤 正道君の予備委員)

小山 長規君(瀬戸山三男君の予備委員)

古川 丈吉君(森 清君の予備委員)

長谷川正三君(田中 武夫君の予備委員)

(指名通知)

一、昨二十二日、本院は国土総合開発審議会委員に衆議院議員小川半次君、同志賀健次郎君、同白濱仁吉君、同丹羽喬四郎君、同大久保武雄

君、同赤路友藏君、同中井徳次郎君、同渡辺惣蔵君及び同内海清君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨二十二日、本院は東北開発審議会委員に衆議院議員野原正勝君、同龜岡高夫君、同熊谷義雄君、同西宮弘君及び同島口重次郎君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨二十二日、本院は九州地方開発審議会委員に衆議院議員相川勝六君、同廣瀬正雄君、同藤田義光君、同村山喜一君及び同井手以誠君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨二十二日、本院は四国地方開発審議会委員に衆議院議員小笠公昭君、同福家俊一君、同毛利松平君、同森本靖君及び同佐々栄三郎君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨二十二日、本院は中国地方開発審議会委員に衆議院議員中川俊思君、同藤井勝志君、同細田吉藏君、同浜田光人君及び同山崎始男君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨二十二日、本院は北陸地方開発審議会委員に衆議院議員福田一君、同井村重雄君、同稻村左近四郎君、同佐野憲治君及び同堂森芳夫君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨二十二日、本院は豪雪地帯対策審議会委員に衆議院議員松浦周太郎君、同坂田英一君、同佐々木義武君、同石田有全君及び同安宅常彦君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨二十二日、本院は離島振興対策審議会委員に衆議院議員櫻内義雄君、同金子岩三君、同小澤太郎君、同藤本孝雄君、同石橋政嗣君、同大柴滋夫君及び同受田新吉君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨二十二日、本院は国土開発幹線自動車道建設審議会委員に衆議院議員辻寛一君、同西村直己君、同福田越夫君、同椎名悦三郎君、同長谷川峻君、同山中吾郎君、同加藤清二君及び同鈴木一君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨二十二日、本院は台風常襲地帯対策審議会委員に衆議院議員小山長規君、同池田清志君、同飯谷忠男君、同兒玉末男君及び同井上泉君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨二十二日、本院は首都圏整備審議会委員に衆議院議員天野公義君、同伊能繁次郎君、同久保田円次君及び同板川正吾君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨二十二日、本院は北海道開発審議会委員に衆議院議員佐藤孝行君、同地崎宇三郎君、同中川一郎君、同島本虎三君及び同岡田利春君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨二十二日、本院は日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員竹下登君、同塚田徹君、同橋本龍太郎君及び同三木喜夫君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨二十二日、本院は鉄道建設審議会委員に衆議院議員辻寛一君、同西村直己君、同福田越夫君、同椎名悦三郎君、同矢尾喜三郎君及び同永

昭和四十二年六月二十三日 衆議院會議録第二十九号 朗読を省略した議長の報告

井勝次郎君を指名した旨内閣に通知した。

(政府委員承認)

一、昨二十二日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省経済局長事務代理 須磨末千秋
通商産業省貿易振興局長 今村 昇

(政府委員任命)

一、昨二十二日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、二十二日議長において承認した須磨末千秋外一名を同日第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨二十二日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、同日(外務省経済局長)鶴見清彦の第五十五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨二十二日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、十九日付をもつて通商産業省貿易振興局長事務代理高橋淑郎は同事務代理を免ぜられたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(要求書受領)

一、今二十三日、内閣から、米価審議会委員に本院議員大野市郎君、同角屋堅次郎君、同坂村吉正君、参議院議員園田清光君、同高橋衛君及び同渡辺勘吉君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の

要求書を受領した。

一、今二十三日、内閣から、原子力委員会委員に武田榮一君を任命したいので、原子力委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十三日、内閣から、公正取引委員会委員に山田精一君を任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十三日、内閣から、土地調整委員会委員に關道雄君を任命したいので、土地調整委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十三日、内閣から、日本銀行行政委員会委員に東畑四郎君を任命したいので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十三日、内閣から、運輸審議会委員に吾孫子豊君を任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十三日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に輓勉君、太田十君、櫻内乾雄君及び杉野目晴貞君を任命したいので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議席変更)

一、今二十三日、衆議院規則第十四条但書により、議長において議席を次の通り変更した。

二四一 亀岡 高夫君
二四九 竹内 黎二君

(常任委員辞任)

一、昨二十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

井村 重雄君

法務委員

下平 正一君

大蔵委員

野口 忠夫君

文教委員

栗林 三郎君

農林水産委員

中谷 鉄也君

下平 正一君

角屋堅次郎君

福永 一臣君

栗林 三郎君

中谷 鉄也君

平岡忠次郎君

野口 忠夫君

角屋堅次郎君

栗林 三郎君

中谷 鉄也君

下平 正一君

角屋堅次郎君

福永 一臣君

栗林 三郎君

中谷 鉄也君

下平 正一君

中谷 鉄也君 下平 正一君

大蔵委員 平岡忠次郎君 野口 忠夫君
文教委員 山田 太郎君
農林水産委員 栗林 三郎君

角屋堅次郎君 栗林 三郎君

商工委員 下平 正一君 野口 忠夫君

中谷 鉄也君 平岡忠次郎君

予算委員 栗林 三郎君 角屋堅次郎君

福永 健司君

(特別委員辞任)

一、昨二十二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員 加藤 勘十君 松前 重義君

佐々木良作君 石田 宥全君

吉田 之久君

石炭対策特別委員 渡辺 惣蔵君 芳賀 貢君

(特別委員補欠選任)

一、昨二十二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員 石川 次夫君 石田 宥全君

吉田 之久君 松前 重義君

佐々木良作君

法務委員 村上信二郎君 鈴切 康雄君

内閣委員

村上信二郎君

法務委員

村上信二郎君

法務委員

村上信二郎君

法務委員

村上信二郎君

法務委員

石炭対策特別委員

芳賀 貢君 石川 次夫君

(議案提出)

一、昨二十二日、議員から提出した議案は次の通りである。

地方財政法の一部を改正する法律案(太田一夫君外七名提出)

学校給食法の一部を改正する法律案(斎藤正男君外八名提出)

一、昨二十二日、内閣から提出した議案は次の通りである。

(議案受領)

一、昨二十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

産炭地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律案

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨二十二日、委員会に付託された議案は次の通りである。

政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託

交通安全基本法案(久保三郎君外十八名提出、衆法第二五号)

交通安全対策特別委員会 付託

一、昨二十二日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

産炭地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律案(小野明君外一名提出、参法第一一五号)(予)

文教委員会 付託

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(小平芳平君外一名提出、参法第二二五号)(予)

社会労働委員会 付託

(条約送付)

一、昨二十二日、参議院に送付した条約は次の通りである。

千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件

大西洋のまぐろの類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、昨二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

自治省設置法の一部を改正する法律案

一、昨二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

交通安全基本法案(久保三郎君外十八名提出)

(緊急質問提出)

一、今二十三日、提出した緊急質問は次の通りである。

内閣総理大臣の外国訪問に関する緊急質問(勝間田清一君提出)

石油ガス税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、石油ガス税の軽減税率(本年十二月末日まで一キログラムにつき十円)の適用期限を二年間延長し、昭和四十四年十二月三十一日までとしようとするものである。

なお、本案の施行により、石油ガスの消費量の増加が見込まれるため、昭和四十二年度における減収は生じないものとされている。

二 議案の可決理由

物価政策との関連等諸般の事情にかえりみ、本案は適切な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年六月二十二日

大蔵委員長 内田 常雄

衆議院議長 石井光次郎殿

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約への加入に伴い、船舶の油による海水の汚濁を防止するため、船舶

から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理事業等の適正な運営を確保することと、廃油処理施設の整備を促進しようとするもので、その主な内容は次の通りである。

(一) 船舶からの油の排出の規制

1 油送船以外の船舶であつて総トン数五百トン以上のもの及び総トン数五百五十トン以上の油送船について、本邦の海岸から五十海里以内の沿岸海域その他の特定の沿岸海域において、油の排出を禁止する。

2 総トン数二万トン以上の船舶について、一定の例外的な場合を除きすべての海域における油の排出を禁止する。

3 油の排出を禁止する船舶について、一定の基準に適合するビルジ排出防止装置(船舶内に存する重油が船底に流入し、又は船底にたまる油性混合物が船舶から海上に排出されることを防止するための装置をいう。)の設置及び一定様式の油記録簿の備付けを義務づける。

(二) 廃油処理事業等

1 廃油処理事業は、港湾管理者以外のものが行なうときは、運輸大臣の許可を要し、港湾管理者が行なうときは運輸大臣への届出を要するものとし、運輸大臣がそれぞれ必要な監督を行なう。

2 自家用廃油処理施設の設置については運輸大臣への届出を要するものとし、自家用

昭和四十二年六月二十三日 衆議院會議録第二十九号 議案に関する報告書

廃油処理施設の設置者に対し、運輸大臣が
必要な監督を行なう。

(二) 廃油処理施設の整備

1 運輸大臣は、廃油処理施設の整備につい
て、港湾管理者に勧告することができる。

2 国は、必要があると認めるときは廃油処
理施設の建設又は改良を行なう港湾管理者
に対し、予算の範囲内において、その建設
又は改良に要する費用の十分の五を補助す
る。

(四) 附則

1 油の排出の禁止等について経過規定を設
ける。

2 運輸省設置法、港湾法、地方税法及び船
舶整備公団法について所要の改正を行な
う。

二 議案の可決理由

千九百五十四年の油による海水汚濁の防止の
ための国際条約の加入並びに船舶から排出され
る油による海水の汚濁が水産資源、衛生環境に
著しい被害をあたえ、その対策が急務とされて
いる現状にかんがみ、必要な措置と認め、本
案は、可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決
議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度特別会計予算に海水油濁防止
施設整備費補助として三億円が計上されてい

る。

右報告する。

昭和四十二年六月二十二日

産業公害対策特別委員長 八木 一男
衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する
法律案に対する附帯決議

政府は、この法律の施行に際し、次の事項につ
いて措置を講ずべきである。

一 各種廃油処理施設を早急に整備するため、予
算措置の充実に努めること。

二 巡視船艇、航空機等を整備強化して、強力な
監視、取締体制の確立を図ること。

三 わが国の実情に即応した適用船舶の範囲につ
いて検討し、船舶の油による海水の汚濁の防止
に万全を期すること。

四 海水の油濁による水産被害等の救済制度を確
立し、遺憾なきを期すること。
右決議する。

定価 一部 二十五円

(ただし原稿紙は三十円)
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六代)

東京 五八二 四四二(六代)

印刷局

局

局

局

局

局

局

局

局

局

局

局

局